

浄化槽の正しい使い方

水洗トイレの使用にあたっては次の事に注意しましょう

1. 水は十分に流してください。

洗浄水は1人1日につき約50リットル必要です。トイレの使用の都度流してください。



2. トイレトペーパー以外の異物を流さないでください。

新聞紙、タバコの吸殻、衛生綿等の異物は絶対に便器に流さないでください。



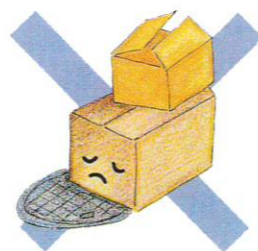
3. 便器の掃除は、ぬるま湯で行ってください。

便器の掃除に劇薬や洗剤などを使うと浄化槽内の大切な微生物が死んでしまいますので、使用しないでください。



4. モーターの電源を切らないでください。また、通気口や送風機の空気の入力口はふさがないでください。

モーターが止まったり通気口や送風機の空気の入力口をふさぐと槽内の微生物が死んでしまい、水を浄化できなくなり悪臭のもとになります。いつも電源はつないでおいてください。また、通気口や送風機の空気の入力口はふさがないでください。なお、モーターが故障したときは、工事業者が保守点検業者に連絡をとってください。



5. 浄化槽の上は整理しておいてください。

マンホールやフロアの上に物がたくさん置かれると保守点検や清掃の邪魔になります。また、ふたはいつも閉めておいてください。



6. 台所から流すものに注意してください。

台所からの野菜くずや天ぷら油等は、できるだけ流さないようにしてください。

7. 放流水の色や臭いに注意してください。

放流水が異常な色をしたり、強い臭気や異常な音がする場合は、すぐに保守点検業者に連絡してください。また、消毒剤は切らず、常に消毒されるようにしてください。



浄化槽を設置されている皆様へ

浄化槽を正しく管理してきれいな環境を！

浄化槽は微生物の働きを利用して水洗トイレの汚水や炊事、洗濯の排水を処理する装置です。しかし、管理を怠ると浄化槽の機能が低下し、処理水が悪くなります。その結果、悪臭の発生や、蚊・はえの大量発生につながり、地域の環境汚染の原因となります。

そこで、法律（浄化槽法）では浄化槽を適正に管理していただくためにさまざまなことが浄化槽を設置されている皆様に義務づけられています。

このパンフレットに、法律で決められている守るべき事項をまとめましたので、よくお読みいただいて浄化槽を正しくお使いいただくようお願いします。

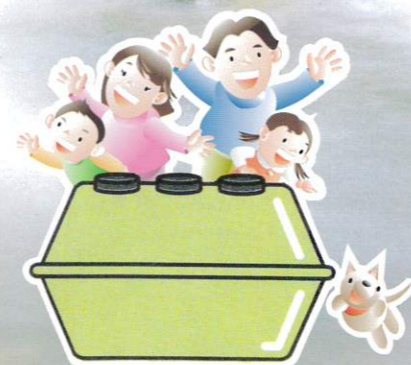
さらに水をきれいに！

川や湖の汚れが大きな社会問題となっていますが、その大きな原因は生活雑排水（台所、風呂、洗濯等の排水）だと言われています。

合併処理浄化槽は、手軽にトイレを水洗化できるだけでなく、生活雑排水も併せて処理でき、処理後の水の水質もきわめて良好であることから、川や湖などをきれいにすることが期待されています。

合併処理浄化槽の普及にご協力いただくようお願いします。

なお、下水道の整備区域内にある家庭は、できるだけ早期に下水道への接続をお願いします。



浄化槽を設置されている皆様の守るべき事項

「浄化槽法」で浄化槽を設置されている皆様（浄化槽管理者）に義務付けられていることは次のとおりです。

1. 浄化槽使用開始の報告をしてください

浄化槽の使用を開始した日から**30日以内**に浄化槽使用開始報告書を提出してください。

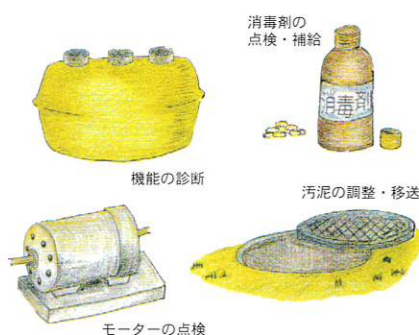
2. 定期的に清掃を実施してください

浄化槽を適正に使用していても、1年ぐらい経過しますと浄化槽の中に微生物の死骸や汚物がたまってきて浄化槽の働きが衰えてきます。そこで、これらを引き抜き、浄化槽を洗淨することによって、浄化槽の正常な運転をできるようにするのが清掃です。そのために**1年に1回**（人槽にかかわらず全ばっ気方式では6ヶ月に1回）**以上の清掃が義務づけられています。**

浄化槽の清掃は、**市長の許可を受けた清掃業者**であることを確認し、委託してください。



3. 定期的に保守点検を実施してください



浄化槽内の各種装置が適正に機能しているかどうかの点検、装置の調整・修理、スカムや汚泥の状況を確認、汚泥の引き抜きや清掃時期の判定、消毒剤の補充などを行うのが保守点検です。保守点検の回数は浄化槽の種類、処理方法によって異なります。なお、一般のご家庭の場合、1年に3～4回以上の保守点検が義務づけられています。

保守点検を行うには専門的な知識を必要としますので、**市長の登録を受けた保守点検業者**に委託してください。

4. 法定検査を忘れずに受検してください

法定検査は人に例えれば定期検診、車に例えれば車検のようなもので、毎年1回、定期的に受ける検査です。

これは、浄化槽が正しい使われ方をされ、保守点検や清掃が適正に実施され、浄化槽の働きが正常に維持されているかを検査するものです。この法定検査には次の2つがあります。

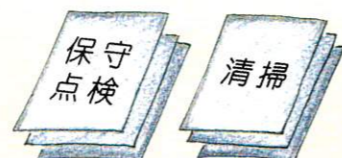
- ① 7条検査 … 使用開始後3ヵ月を経過した日から5ヵ月の間に行う検査です
- ② 11条検査 … 7条検査実施後、毎年行う検査です

検査は**奈良県の指定検査機関（社）奈良県環境保全協会**に依頼して（有料）実施してください。（検査項目は右記のとおり）

項目	主な内容
外観検査	設置状況や設備の稼働状況、水の流れ方の状況、悪臭の発生や消毒の実施状況、蚊、はえ等の発生状況
水質検査	水素イオン濃度指数 汚泥沈殿率 溶存酸素量 亜硝酸性窒素 透視度 塩化物イオン濃度 残留塩素濃度 生物化学的酸素要求量（7条検査のみ実施）
書類検査	過去の検査の記録等を参考にする。

5. 記録を保存してください

清掃及び保守点検の記録は、3年間保管する義務があります。



6. 浄化槽使用廃止の届出をしてください

下水道の接続や転居等により、浄化槽の使用を廃止（一年以上使用を停止する場合を含む）したときは、廃止した日から**30日以内**に浄化槽使用廃止届出書を提出してください。

7. 浄化槽管理者の変更を報告してください

相続や売買等により、浄化槽管理者が変更となったときは、新たに浄化槽管理者になった日から**30日以内**に浄化槽管理者変更報告書を提出してください。

罰則について

浄化槽法に違反した場合、次の罰則があります。

1. 浄化槽の使用方法に関して

- ・保守点検や清掃が定められた基準に従っていないとして市長が改善措置や使用停止を命じ、この命令に違反した場合
〈6ヶ月以下の懲役又は100万円以下の罰金〉

2. 届出に関して

- ・無届けあるいは嘘の届けで浄化槽を設置した場合
〈3ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金〉
- ・届け出された浄化槽の設置計画が不適正であると認められ、出された変更命令又は廃止命令に違反した場合
〈3ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金〉

3. 報告や立入検査に関して

- ・市長から浄化槽の保守点検や清掃等に関して報告を求められたのに報告をしなかったり嘘の報告をした場合
〈30万円以下の罰金〉
- ・市長が認めた立入検査員の立ち入り検査を拒んだり妨げたり質問に答えなかったり又嘘の答えをした場合
〈30万円以下の罰金〉

浄化槽についてのお問い合わせは

- 各種届出・浄化槽の維持管理の相談・浄化槽保守点検業者について
 - ・保健・環境検査課 (☎ 0742-93-8477)
- 清掃業者について
 - ・廃棄物対策課 (☎ 0742-71-3001)
 - (月ヶ瀬・都祁地域) 山辺環境衛生組合山辺衛生センター (☎ 0743-85-0253)
- 法定検査・浄化槽保守点検業者について
 - ・(社)奈良県環境保全協会 (☎ 0745-22-5161)